

# 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について

令和元年10月8日（火）

本年8月に開催された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）第18回締約国会議における附属書改正の結果等を受け、国際希少野生動植物種の追加等を行う方針です。これに伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正し、個体識別措置の対象種が変更することを検討しています。

本件について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和元年10月8日（火）から令和元年11月6日（水）までの間、パブリックコメントを行います。

## 1. 背景

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）では、平成29年の改正により、国際希少野生動植物種の登録に係る個体識別措置が義務付けられている。

今回、令和元年8月に開催されたワシントン条約第18回締約国会議での附属書の改正（令和元年11月26日発効）を受け、国際希少野生動植物種を追加することとしているが、それに伴い種の保存法の施行規則で規定する個体識別措置の対象種が変更となるため、施行規則の改正を行う。

## 2. 意見募集の対象

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要（添付資料1参照）

## 3. 意見募集要領

御意見のある方は、添付資料2「意見募集要項」に沿って郵送、FAX又は電子メールにて御提出願います。意見募集要項に沿っていない場合、無効となる場合がありますので御注意願います。

なお、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

## 4. 添付資料

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要
- ・意見募集要項

(参考) 国際希少野生動植物種

国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。ワシントン条約附属書 I 掲載種（我が国が留保している種を除く）及び渡り鳥等保護条約に基づき相手国から通報のあった種を指定。

環境省自然環境局野生生物課

直通 03-5521-8283

代表 03-3581-3351

課長 中尾 文子 (6460)

課長補佐 荒牧 まりさ (6465)

課長補佐 佐藤 大樹 (7475)

係長 池田 千紘 (6462)